

改正

平成24年6月25日条例第22号

蕪崎市犯罪被害者支援条例

(目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）による死亡又は傷害をいう。
- (2) 傷害 医師の診断により全治1月以上の加療を要するものをいう。
- (3) 市民 犯罪被害を受けた者が、本市において住所を有する被害者又は遺族（これらの者のうち当該犯罪の原因となった犯罪行為が行われた時において、蕪崎市に住民登録を有しない者を除く。）をいう。
- (4) 見舞金 第3条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。
- (5) 支援 見舞金の支給及び関係機関との連携による被害者又はその遺族への支援をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者（以下「被害者」という。）があるときは、この条例の定めるところにより、次の各号に掲げる見舞金をそれぞれ当該各号に定める者に対して一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 被害者1人に対し500,000円
- (2) 傷害見舞金 100,000円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、前項第1号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、警察への被害届の受理を明らかにする書類を添付して規則で定めるところにより市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断

して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給等の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の申請があった場合は、規則で定めるところにより速やかに審査の上、支給の適否を決定し、通知しなければならない。

(見舞金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるとき又は見舞金の支給後において第7条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、警察及びその他関係機関と情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者又はその遺族の支援に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行し、第2条の規定による改正後の葦崎市下水道条例第6条の7の規定は、平成24年4月1日から適用する。